

令和5（2023）年4月20日

報道機関各位

健康福祉部こども家庭政策課
（0284-20-2137）
保育課
（0284-20-2255）

保育所等送迎用バス安全装置設置事業費補助金の創設について

今般、関係法令等の改正により、保育所等の送迎用バスにおいて、置き去り防止を支援する安全装置の設置等が義務化されました。

本市においても、安全装置の設置を支援するため、設置費用の一部を補助することとなりましたので、お知らせします。

記

1 事業名

足利市保育所等送迎用バス安全装置設置事業費補助

2 補助対象施設

送迎用バス（3列シート以上）を運行している次の施設

施設	施設数	対象台数
保育園・認定こども園	14施設	33台
放課後児童クラブ	17施設	25台
計	31施設	58台

3 補助対象経費及び補助上限額等

(1) 補助対象経費

国が定めた安全装置リストに掲載されている安全装置等の購入費及び設置にかかる費用

(2) 補助上限額等

ア 装置の設置が義務化される施設（保育園、認定こども園）

上限額：175,000円（バス1台あたり）

（財源内訳 国庫補助：175,000円）

補助率：10/10

イ 確実な方法での児童の所在確認が義務化される施設（放課後児童クラブ）
上限額：132,000 円（バス1台あたり）
（財源内訳 国庫補助：88,000 円 市単独：44,000 円）
補助率：10/10

4 補助対象期間

令和5（2023）年4月1日から令和6（2024）年1月31日までの期間に市が受理した補助金交付申請に係るもの。

5 令和5年度予算額

8,671 千円

6 担当部署

対象施設	担当部署
保育園・認定こども園	保育課
放課後児童クラブ	こども家庭政策課

7 備考

対象施設には、案内通知を発送済みです。